

大和市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第74号

大和市庁舎管理規則の一部を改正する規則

大和市庁舎管理規則（昭和49年大和市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表本庁機関の庁舎の項庁舎管理者の欄中「及び大和市渋谷土地区画整理事務所」を削り、同表出先機関の庁舎の項庁舎管理者の欄中「（出先機関の長が大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号）別表第1行政職給料表(1)の5級に該当する場合には、その者の属する直近の管理者とする。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。